

福津市入札心得書

1 目的

福津市所掌の契約に係る指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、福津市財務規則（平成 17 年福津市規則第 138 号。以下、「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

2 入札保証金

財務規則第 106 条第 2 項第 2 号により免除する。

3 入札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、別に定める方法で説明を求めることができる。
- (2) 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。
- (3) 仕様書及び図面等は、入札以外の用途に使用しないこと。
- (4) 入札書は、福津市入札心得書様式 1 により作成し、封筒に入れずに提出すること。
- (5) 郵便による入札は認めない。
- (6) 入札の回数は 1 回とする。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（福津市入札心得書様式 2）を持参させなければならない。入札書には、会社名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印すること。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札会場において通信機器を使用することはできない。
- (10) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（福津市入札心得書様式 3）又はその旨を明記した入札書を提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (2) 入札参加者が 1 者以下の場合、入札の執行は中止する。

7 無効となる入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人がある場合は当該代理人の氏名及び押印のない入札
- (3) 指名通知であらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合

- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記載すべき事項（件名等）の記載内容が指名通知の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が3文字以内の軽微なものであり、かつ対象工事等の特定が明確であると判断できる場合を除く。）
- (6) 入札書、委任状において記載されている入札日の日付が入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合
- (7) 金額の記載がない入札、金額を訂正した入札
- (8) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
- (9) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (10) 工事内訳書の未提出又は工事費内訳書に記載されている積算価格（消費税を加算する前の合計額）と入札書の入札金額が一致していない場合
- (11) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 失格となる入札

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札

9 落札者の決定

予定価格以内の価格であって、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されている場合は、この限りではない。

10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11 契約保証金等

契約金額が300万円以上の工事請負契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は落札者から委託を受けた保険会社が市と工事履行保証契約を締結したときは、免除とする。

12 契約書等の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予定価格1億5,000万円以上の工事については、議会の議決を必要とするので、落札決定の日から7日以内に仮契約を行い、議会の議決日をもって本契約とする。

13 前金払及び部分払

- (1) 請負人は、工事の契約金額が300万円以上のもので、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社と保証契約を締結したものについては、契約金額の10分の4以内の前払金を契約締結の日から30日以内に保証書を添えて請求することができ、当該請求を受理した日から原則として14日以内に、契約者の指定した前払金専用口座に振り込むことにより支払うものとする。
- (2) 請負人は、前金払を行った工事で、当該工事が次に掲げる①～③のいずれにも該当するものについては、既にした前金払に追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲で中間前金払の請求をすることができ、当該請求を受理した日から原則として14日以内に、契約者の指定した前払金専用口座に振り込むことにより支払うものとする。
 - ①工期の2分の1を経過していること。
 - ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (3) 請負人は、契約書案に部分払の特約がある場合は、財務規則第151条の規定に基づき、部分払を受けることができる。ただし、契約金額が1億円以下で、前金払を行ったときは、部分払は行わないものとする。

14 請負代金の支払

工事が完成したときは、請負人の提出する完成届を受理した日より14日以内に請負人立会のもとに検査を行い、検査に合格したときは請負代金請求の日から40日以内に請負代金の精算額を支払う。

15 契約不適合責任

請負人は引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完の責任を負うものとする。

16 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 工事費内訳書の提出

入札参加者は、入札時に入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

18 手持工事件数の上限

- (1) 同一年度内に市が指名競争入札により発注する工事で、当初の予定価格が500万円以上(税込)のものを手持工事の対象工事とする。
- (2) 指名競争入札の手持工事の上限を2件とする。手持工事件数の上限となった時点で以降の入札に参加できない。

19 同一入札日の落札件数の上限

- (1) 手持工事件数にかかわらず、指名競争入札の同一入札日の落札件数は1件とする。

20 その他

- (1) 入札参加者の費用弁償は行わない。
- (2) 契約保証金には、利子を付けない。